

平成22年10月21日

於 教育委員会室

平成22年10月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成22年10月大和市教育委員会定例会

○平成22年10月21日（木曜日）

○出席委員（4名）

1番	委員長職務代理者	森	山	寛
2番	委員	田	村	繁
3番	教育長	滝	澤	正
5番	委員	青	蔭	文雄

○事務局出席者

教育部長	井上純一	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	浜田和博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	名取正
青少年相談室長	松岡路秀	こども・青少年課長	阿部通雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦	スポーツ課長	林武人

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主任	坂本勝敏
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
	日程第1（議案第36号）	大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第2（議案第39号）	大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第3（議案第40号）	指定管理者の指定について
	日程第4（議案第41号）	指定管理者の指定について
7	その他	
8	閉会	

開会 午前10時00分

○青 蔭
委員長

ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、1番、森山委員、2番、田村委員にお願いをいたします。

それでは、教育長報告をお願いします。

○滝 澤
教育長

1番、事務局職員の辞令交付ですが、配置替えの異動はなく、昇任人事のみありました。

2番、大和市の戦没者追悼式。10月5日に行いました。これは委員長と私で出席いたしました。

4番、県央教育事務所管内の教育長会議。ここでは、主に教職員の人事関係について県の説明が行いました。その中で1つ、これまでもありましたが、行政の枠を超えた広域人事も検討していくということで、後日主管課長会議の中で具体的な話が出てくるという話がありました。

6番、各地区の体育振興会の体育祭。3地区にお邪魔しました。

その中で特にご報告したいのは、中学生のボランティアが、各体育祭の中で活躍していました。子ども達が地域の方々と交わり、手伝いをし、その方たちに感謝される。そういったことが、子ども達としては嬉しいという話もされていました。

また、体育振興会の責任者の方にお聞きしますと、将来、この大和を背負っていってもらうということで、体育祭をどのように行っているかを知って欲しい、という思いもあり、両方とも願いがあって、大変素晴らしいアイデアでありました。

8番、10月16日に、横浜国大附属鎌倉中学校の公開授業に出席しました。新学習指導要領に沿った、判断力、思考力、それから表現力、これらの能力を学習活動の中でどう生かしていこうかというようなことをテーマに研究されていました。

本市でも光丘中学校が実践していますけれども、学び合いという、個人-集団-個人という一つの学びの流れの中で、思考力、判断力、表現

力を深めていこうということで、学び合いが強調されているような感じがいたしました。

10番、小・中校長会議が10月18日にございました。特に教職員の23年度の人事異動の案件が中心でした。

その中で、私が挨拶の中で触れたことは、いじめによる生徒の自殺が他市で起きているということです。その中で、新聞報道ですが、学校や教職員のいじめに対しての感知する感度の鈍さがあると報告がありました。本市では、大きないじめの問題はないと思います。しかし、いじめは日常どこでも起きるものですので、学校教職員のいじめに対する感度を高めて、子ども達の指導に当たって欲しいということを強調しておきました。

12番、青少年問題協議会が、昨日ございました。委員長と私で出席し、内容としては、子ども達の、特に青少年の善行褒賞がありました。

被表彰者に、個人として中学生が2名挙がっておりました。めだか連という阿波踊りの連で、中学生が小さいお子さんに指導しているという、それが連の活動にプラスになっており、その指導の点が、他の子ども達の模範になるということで、善行褒賞の対象になりました。

もう1団体については、下福田中学校バスケットボール部で、部活動、それから対外試合に行ったときに、ごみ拾いや環境整備に努めているという、善行的な行いがあるということで、対象になりました。

これら2名と1団体が、青少年の善行褒賞として、承認されました。報告としては以上です。

なお、次回定例会までに研究発表会等が予定されていますので、後ほど資料をお読みいただければと思います。以上です。

○青 蔭 教育長の報告が終わりました。質疑がありましたら、お願いします。
委員長 (「特にありません」の声)

○青 蔭 ないようでしたら、教育長の報告書に対する質疑を終了します。
委員長

◎議 事

- 青 蔭
委員長 議事に入ります。
日程第1 議案第36号「大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
細部説明を求めます。阿部こども・青少年課長お願いします。
- 阿 部
こども・
青少年
課 長 本議案につきましては、前回ご指摘いただいた内容を踏まえ、改正案を修正しておりますので、再度ご審議いただきますようお願いいたします。
まず、第4条で定数を規定しておりますが、指導員の定数は、現行120人以内となっています。この「以内」につきましては、定数そのものが上限、人数の限度を示しておるものですので、「以内」を削除するものです。
続きまして、第5条で任期を規定していますが、同条第2項において、任期途中で交代があった方の後任については、補欠の指導員。欠員で追加された方については、補充の指導員と規定いたしまして、それぞれの任期を他の在任指導員と同様、残任期間とするものです。
なお、附則により、11月1日から施行するものです。以上です。
- 青 蔭
委員長 前回、この文言については、修正をするようにということで、改正案に明記されることになりました。大分わかりやすくなったのではないかという気がいたしますが、いかがでございましょうか。
(「結構です」の声)
- 青 蔭
委員長 ほかにないので、これより、議案第36号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声)
- 青 蔭
委員長 異議なしということですので、議案第36号は可決いたしました。
続いて、日程第2 議案第39号「大和市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
細部説明を求めます。林スポーツ課長。
- 林
スポーツ
課 長 改正の理由ですが、議案第36号と同様に、定数に満たないために補充する委員の任期について規定するとともに、条文の整理を行うものです。
第3条中、先ほどと同じく、定数が上限を示すということで、「以

内」を削除します。

それから、第4条第1項を、委員の任期は2年とし、再任を妨げないこと、それから、第2項につきましては、前項の規定にかかわらず、欠けた場合の補充と、それから定数に満たない場合の補充の任期につきまして、それぞれ他の在任委員の残任期間とすると改めるものです。

附則ですが、36号と同様に、平成22年11月1日から施行するものです。以上です。

○青 蔭
委員長

ご説明、ありがとうございました。

それでは、質疑がございますでしょうか。

○森 山
委 員

「以内」を削除した理由は何でしょうか。

○林
スポーツ
課 長

定数というのが、もともとその上限を示すという意味合いがございますので、「以内」を削除するものです。

○森 山
委 員

体育指導委員や青少年指導員、こういう人達は人を選ぶのに苦労し、定数に満たないケースが結構多いわけです。そういうことを考慮して、現行では「以内」としているのではないのでしょうか。

だから、120人であるが115人でも、やむを得ない、57人としているけれども55人でも、「無理して2名を必ず補充しなければいけない」といったようなことをしないで済むような意味で、「以内」としているのではないかと思えるのです。今回このように改正すると、何が何でも120人にしなければならないといったような力が働くのではないのでしょうか。

地域では、この方々を選ぶことが結構大変です。苦労しています。だから、無理にそういった圧力がかかり過ぎるのは、どうかという感じもします。

○阿 部
こども・
青少年
課 長

今回、この「以内」を削除させていただいた理由ですが、まず、先ほど説明あったことと、今お話がありましたように、110名でもいいのではないかという話があります。いわゆる定数とは、元々この人数がいなければいけないという考え方がございます。その中で「以内」をつけますと、先ほどの考え方のように、115名でも例えば定数だというこ

とになってしまいます。そうすると、第2項で、「定数に満たない場合」という規定をしていますが、「以内」ですと定数に満たないことが生じないということになります。

そういったことから、「以内」を今回削除しているものです。

○森山委員 確かに、「以内」となると、120人にしなければならないという感じは薄くなります。

自治会に選んでくださいという話がきますが、この人選が大変です。だから、自治会をやっている人間としては、余り厳格運用を迫るようなことのないようお願いしたいと感じます。

青少年指導員や体育指導委員というのは、やらなければならないことがいろいろあって、まじめにやると相当大変です。お願いするといっても、相当なエネルギーが要りますので、お願いするのに大変苦労している一人としては、少し緩やかな方がいいと思っただけです。

運用面で少し工夫してください。

○田村委員 現実問題として、その定数に達しないことは従来からあるわけです。それは慣習的に認められていることだと思いますので、それでよければそれでよいのではないのでしょうか。

もともと定数という言葉は、定められた数ですから、「以内」とつけることが本当はおかしい。確かに森山委員がおっしゃったように、現実問題は定数に満たないこともあると思いますので、上限という意味で、これでいいのかと私は思います。

○青蔭委員長 ほかにございませんか。ないようでしたら質疑を終結いたします。これより、議案第39号につきまして採決いたします。本件の原案について、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭委員長 異議なしということですので、議案第39号は可決いたしました。続いて、日程第3 議案第40号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長。

○北 島
文化振興
課 長

議案第40号は郷土民家園の指定管理者の指定に関する議案です。

郷土民家園は、指定管理期間が来年3月31日をもって満了しますの
で、来年度以降の指定管理者の指定について、12月議会に議題を上程
する必要があるため、教育委員会の審議をお願いするものです。

施設の名称は大和市郷土民家園です。

指定管理者の名称については、選考委員会の審査を経まして、財団法人
大和市スポーツ・よか・みどり財団にするというものです。

指定管理期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの
5年間です。

審査の経過について、参考資料という形でまとめています。

2番、募集概要として、今年の8月2日から9月10日まで、指定管
理者の公募を行いました。その結果、応募者は1団体、スポーツ・よ
か・みどり財団のみでございました。現場の説明会には、3社ほど来ら
れましたが、結果として応募は1団体であったということです。

3番の選定の方法ですが、9月22日に6名で構成をされている選定
委員会があり、採点という形で審査を行いました。

委員の構成ですが、市民委員4名、市職員2名ということで、内訳
は、社会教育委員、公募の市民の方、税理士の方、スポーツ振興審議会
委員、この4名の方が市民委員です。市の職員2名は、スポーツ課長の
林と私の2名です。

4番の選定結果です。1社のみということでしたので、相対的な評価
ができませんでしたが、基準の採点表に基づきまして、個々に6名の委
員が採点しました。郷土民家園の場合、全員の得点を合わせると816
点が満点ですが、最低の基準点、クリアしなければならない点を510
点と設定をしておりました。結果としては、704点、100点満点に
直すと、86点という採点です。

6番目の指定管理の提案額、これも審査の一項目になっています。現
在の指定管理料は、年間835万7,000円ですが、来年度以降5年
間の提案額として提示されたのが、817万1,000円でした。

参考までに、年額指定管理料の提案の上限額、つまり市で支出する上

限額は860万3,000円と設定していました。

このような結果となりましたので、これを議案として12月議会に上程をするものです。

○青 蔭
委員長

細部説明が終わりました。

質疑ございましたら、よろしく願いいたします。 森山委員。

○森 山
委 員

この管理料は、5年間は変わらずでしょうか。

○北 島
文化振興
課 長

はい、そうでございます。ここで決定をいたしますと、この金額を5年間払うということです。

○森 山
委 員

5年というと結構長いです。今のように、物価がやや下落気味なようなときは、業者にとって楽です。しかし、何が起こるかわからないわけで、その場合はどうするのでしょうか。例えば物価が突然、年率7%も8%も上がるような事態になった、あるいは物価が大いに下落する、そういう場合は何か特別な例外規定のようなものはあるのでしょうか。

○北 島
文化振興
課 長

指定管理に当たりまして協定書をお互いに交わしますが、その中で、そういう社会的、外的な要因によって、どうしても協定の内容を変更しなければならないときは、お互いの協議ということになります。

○森 山
委 員

わかりました。それでいいと思います。

○田 村
委 員

説明会には3社来たということですが、これは儲かる仕事でもございませんので、結局ここがやらざるを得ないのが実態ではないかと考えています。

参考までに、この最低基準点、510点、いろいろな項目で点数をつけるわけですが、最低基準点に達していれば、どこの会社でもできるということでしょうか。

○北 島
文化振興
課 長

はい、そのとおりです。何社あろうと、最低の要件として、この基準、この点数はクリアをしないとけません。

○田 村
委 員

はい、了解しました。

○青 蔭

ほかにございますか。

委員長 (「なし」の声)

○青 蔭 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

委員長 これより議案第40号についての採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 異議なしということでございます。議案第40号は可決しました。

委員長 続いて、日程第4 議案第41号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。林スポーツ課長、お願いいたします。

○林 スポーツ課長 議案第40号と同様でございますけれども、まずこの指定管理者の今回の提案は、スポーツ施設設置条例規定施設の指定管理者を指定したいということによるもので、その理由は、22年度をもちまして、現指定管理者の指定管理期間が満了になることに伴うものです。

1番、施設の名称です。6施設ございまして、順番に読み上げますと、大和市営大和スポーツセンター、大和市営大野原庭球場、大和市営草柳庭球場、大和市営桜森スポーツ広場、大和市営下福田野球場、それから大和市営下福田スポーツ広場の6施設です。

指定管理者の名称は、先ほどと同様で、財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団です。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となっております。

選定結果を資料により説明いたします。

2番、募集概要につきましても40号と同様で、応募者は1団体、財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団でございます。説明会につきましては8月11日に開催をし、7団体が参加をしております。

4番、選定の結果です。こちらは委員1人あたり100点満点の配点で、6人で600点満点です。採点結果の合計点数は535点で、平均点は89点です。

6番、指定管理提案額ですが、現在の指定管理料は1億8,518万2,276円。今回、財団法人の大和市スポーツ・よか・みどり財団が

提示してまいりました指定管理年額の管理料は、1億7,882万5,000円です。私どもが積算している上限額は1億9,914万4,000円ということで、提案額が下回っております。以上です。

○青 蔭
委員長

細部説明、ありがとうございました。

質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。 森山委員。

○森 山
委 員

このスポーツ・よか・みどり財団が請け負っている施設は、この他にも公園など、いろいろございます。この財団によって、どのような施設が管理運営されているのでしょうか。

○林
スポーツ
課 長

このほかに、スポーツ施設として、引地台公園にあります引地台野球場、北部地区のつきみ野公園にあるつきみ野野球場、宮久保公園にあります宮久保スポーツ広場と宮久保野球場、これらが公園にあるスポーツ施設になります。関連するところとして、それぞれ、今申し上げました公園の園地の部分の管理があります。それと、北部にある慈緑庵。引地台公園にある温水プール、今整備を進めているゆとりの森も財団の指定管理となっております。

泉の森にあるふれあいキャンプ場については、指定管理ではなく、委託で管理をお願いしています。

○堀 内
教育総務
課 長

補足しますと、指定管理しているところは公の施設ということで、設置条例に基づくものです。その中でスポーツ施設設置条例が、この議案のものです。それ以外に、都市公園条例に基づく施設として引地台野球場などがございます。それについても指定管理になります。

それ以外に、キャンプ場やスポーツ広場など、公の施設として規定していないものがあります。そういうところは、指定管理ではなく委託という形でやっています。

「条例に基づく公の施設は指定管理」という大前提がありますので、その公の施設に位置づけられないものは、委託により管理しているということです。

○森 山
委 員

こうした指定管理をどの業者にやってもらうかというときに、施設がたくさんある中で、例えば、先ほどの郷土民家園が1個だけで応募する。それから、この議案の場合は6カ所ですが、それでも市全体から見

るとかなり細切れに入札しておられます。

これでは、新たに参入しようとする業者は極めて参入しにくいのではないかと思います。つまり、大和市の中にいろいろと同じような施設、同じような管理をするところが隣り合っていると、たくさんある場合には非常に都合がよろしいということになりますから、よか・みどり財団のように今までほとんど一手独占でやってきたところからすると、細切れにすればするほど競争相手がなくなると思います。したがって、説明会に来た業者は、これはだめだということで、降りたのだらうと思います。

もう少し、よか・みどり財団のようなところも、やや競争条件、競争状態が働くような入札の仕方を考えないと、ずるずると、このままずっといくということになると思います。

この場合でも、この6カ所だけではなくて10カ所とか。全部をどうやる、幾らでやってくれます、といったようなやり方だと、かなり違うのではないのでしょうか。

もちろん、よか・みどり財団の仕事が全くなくなると、よか・みどり財団としては大変困るし、大和市も若干困るのだらうと思いますが、まさにこれは、事業仕分けのときに行われたような、競争条件の働かない、言ってみれば独立法的な団体が、競争条件が働かないために無駄だとか非効率が生じるという温床になると思います。何かもう少し工夫してもらいたいと思います。

○酒 井
文 化
スポーツ
部 長

お話のあったところは、一つには、そういう見方ができるというところがあります。

我々の方でも、そういったことも考えますが、実態としては、先ほども申し上げたとおり、いわゆる役所の縦割りのようなところがありますが、条例ごとに施設が設定されております。そこで、議会の審議にはかかることになったときに、文化スポーツ部で担当する施設となると、スポーツ課ではスポーツ施設設置条例があります。スポーツ施設設置条例については、条例として規定している施設が6カ所ありますので、これらをまとめているということになります。

都市公園条例施設は、スポーツ施設もありますが、公園全体として環境農政部で園地施設があるものはまとめてやっています。

その他でも、例えばコミセンでいうとコミセンの設置条例があるなど、それぞれに設置条例があり、今のやり方としては、設置条例ごとに選考しておりますので、どうしても細切れになってしまいます。

スケールメリットを考えれば確かに市全体で提案した方がよいかも知れません。泉の森が、例えば都市公園条例の施設になり、その中に民家園があるのだから民家園と泉の森を一緒にやるつもりでいけば、みんなに手を挙げてと言えばいいということになります。

何としても、大和市全体の指定をとろうと思えば、業者が全部手を挙げれば何とかできるのでしょうが、現実的には、森山委員の言われたとおり、今まで指定を受けてきた財団が結果としてとっています。

ちなみに、収益事業が見込めるようなところとしては、例えば野球場の中では、引地台野球場ぐらいの施設でないとなかなか利益が見込めません。スポーツセンターや草柳庭球場なども結構利益が見込まれます。ただ、それ以外の施設も設置条例としてまとめて指定を受けてもらわないといけません。

例えば、A社では、スポーツセンターだけはとりたいかも知れないけれども、不採算部門である下福田野球場なんかとりたくない等、いろいろ出てきます。

そうなったときに、自主事業として狭められた中で、収益をどうやっていくかということを経営の方で考えますので、設置条例ごとにやった形の中でも、とろうと思えばできると思います。しかし、全体としてのスケールメリットをどのように考えるかということ、もう少し検討をしなければ、現在の段階ではやりにくいと思います。

また、議会も委員会ごとに提案しなければならない部分があるので、まとめて全部やるとなると、どのように審議していくのかということも、現実的にありますので、その辺のところも含めて、今は、条例ごとにやっているという状況です。

○森 山 現状として、いろいろな制約条件のようなものがあるということは、

委員 今の説明でよくわかりました。しかし、それは何も変えられない話ではないわけです。

こういうものは、それぞれの実施部門がやるのではなくて、市を1つにまとめて、例えば施設課、施設部みたいなものがある、そこが一括して業者の選定なり監督なりというのをやっていく。そういったようにして、業務をいかにしたらもっと効率的にできるのかという観点からのアプローチも必要だと思います。

条例が違うからというのは、これは行政の言いわけです。そんなことは幾ら言ったって市民にはわかりませんから。私は、「縦割りになっているから縦割りでやっています」というのは、「全く変えたくないからそう言っているだけ」というふうにしか聞こえません。

こういうことについては、それぞれのご担当の方からでも、市全体として、そういう効率化に取り組もうという機運が全体としてないのだとすると、各部署から、もっとこうしたら効率的にできるのではないかというようなことを、市のマネジメントの中でチャレンジしていただきたいと思います。そうしないと、いつまでたっても、これは変わりません。

○田村委員 指定管理者の指定制度がブームみたいに、種々こういうのが取り上げられるようになりましたが、また、いろいろな問題点が最近浮き彫りになってきたようにも思っています。

先ほどの酒井部長の説明のように、それぞれの施設で、ここはメリットがある、この場所はメリットが余り感じられない、ということもたくさんあるかと思っています。したがって、7団体が説明に来たけれども、ほとんどが手を引いたということは、結局は、この6つの施設を引き受けても、むしろデメリットの場所のほうが多いから手を引いたのではないかと予測はしていますが、その辺は、実態はどう思われましたか。参考までにお聞かせください。

○林スポーツ課長 先ほど、説明会に、財団を含めまして7団体が集まったということでお話しさせていただきましたが、7団体のうち、スポーツ施設等の管理運営をしている団体が3団体、それから、ビルのいわゆる警備関係をし

ているのが3団体、それとコンサルタント会社が1社の7団体でございました。

それで、スポーツ施設を管理しているところに、公募しなかった理由等々を調査したところ、A社については、横浜を初め近隣のところの指定管理の説明会に参加をしていると、大和にも興味があったので参加したかったけれども、たまたま今回、その横浜の方の指定管理とスケジュール的な部分がバッティングした関係で、今回はそちらを優先したいというようなお話をいただいております。

また、田村委員が言われるように、これだけの施設ということになりますので、単体で公募をしても、やはりそのノウハウ関係がありますので、ジョイントベンチャーと組みたいというふうに考えておったのですが、なかなかその相手先、提携先部分が見つからない。調整できなくて断念したというようなお話もいただいております。

これだけの施設なので、魅力部分も含めて、今後多くの方々が参画できるようなものにしていくということで考えています。以上です。

○青 蔭 委員長 大分ご意見がございました。ぜひご参考にさせていただきまして、善処をしていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」の声)

○青 蔭 委員長 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第41号について採決いたします。

本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしでございますので、第41号は可決いたしました。

○森 山 委員 ただ1つだけ。5年経ったときに、また同じような提案にならないようにしてください。5年間やったけれども、条例も何も、何も変わりませんでしたというのでは、納得できません。ぜひお願いをしたいと思います。

○青 蔭 委員長 ぜひ次回にお願いします。

委員長

それでは、その他に入ります。

各課の報告事項がございましたら、順次報告してください。

まず、浜田保健給食課長、お願いします。

○浜田
保健給食
課長

学校給食展ということで、また今年度、「給食だいすき！～楽しくおいしく 元気な子～」というサブテーマで、10月の29日から31日ということで、毎年この時期になりますが、給食展を開催します。

場所は、イトーヨーカドー鶴間店で、鶴間駅側の入り口のところで、エスカレーター前で、昨年と変わりません。

内容的には、今年度、米飯給食が6月から開始し、また、4月から箸の導入ということもございました。それらの関係上、米飯4回のメリットのパネル展示等を追加し、また、箸の導入に関連し、子どもに豆つかみゲーム等々を楽しんでいただくということで企画しています。

さらに、展示物としましては、それぞれ小・中学校の絵画、給食の絵を描いたものを、今回も3日間掲示を予定しています。以上です。

○青蔭
委員長

ありがとうございました。

続いて、第7回教育フォーラムについて、名取教育研究所長、お願いいたします。

○名取
教育研究
所長

それでは、第7回となります教育フォーラムを指導室・研究所の主催で、11月13日土曜日、13時から勤労福祉会館で開催いたします。

今回のテーマは、「自ら成長する力をはぐくむ学校教育～大和市学校教育基本計画（後期）策定に向けて～」といたしました。

内容ですが、前半は、学校におけるいじめ防止の取り組み報告、それから意見交換を予定しております。本市のいじめの状況と対応についての報告に続きまして、4校から、いじめ防止のために行っている学校の取り組みの報告をいたします。それを受けて、グループでいじめ防止に向けての討議を行います。いじめ防止のために、学校・家庭・地域社会・行政で何をすることが必要か、それを付せんを書いて、意見交換を行いながら模造紙に張っていく予定であります。

後半ですけれども、大和市学校教育基本計画（後期）策定に向けて、報告と意見交換を行います。この基本計画は、平成18年3月に策定い

たしましたが、この間の子ども達の変容、それから保護者・教職員の意識の変化を踏まえ、子ども達の自ら成長する力を育むために、今後身につけさせたい力と、それを実現するための学校・家庭・地域・行政の役割について、グループで討議し、その結果を基本計画（後期）の策定に反映させていきます。なお、後期の学校教育基本計画は24年度からの実施を予定しています。

後半の流れですが、まず、9月に実施しました大和市の教育に関するアンケート、この調査結果の概要について全体報告をいたします。次にグループワークを行い、意見を付せんに書き、意見交換をしながら整理をして、模造紙に張っていきます。これを掲示し、見合うとともに、会場からの意見も出してもらい、共有化を図る予定であります。

○青 蔭
委員長

次に、つる舞の里歴史資料館企画展並びに休館について、北島文化振興課長、お願いします。

○北 島
文化振興
課 長

毎年恒例となっております、つる舞の里歴史資料館の企画展のご案内です。

今年は、文化財施設、下鶴間ふるさと館のご審議いただいたときもご指摘ございましたが、入館者数が伸びていない、少ないというようなご指摘がありますので、今年の企画展につきましては、入館者数を増やすということの一つの大きなテーマとして企画をいたしました。つる舞の里歴史資料館、それから、来年から直営になります下鶴間ふるさと館の合同企画ということで、両施設で展示を行います。

内容といたしましては、大和市に、今はいらっしゃいませんけれども、小・中・高と大和市で過ごされました漫画家の村上もとかさんという方がいらっしゃいます。昨年、「J I N」という、現代の医師が江戸時代にタイムスリップするという、大変ドラマとしても話題になった原作をかかれた方で、それ以外にもかなり数々作品を残されておりまして、その方の原画を中心に展示を行いたいと考えております。

出版社が絡みますので、出版社との交渉などに時間を要しまして、まだポスターが仕上がってございませんが、期間としましては、11月の27日から年を越えて来年の1月23日までの、約2カ月間ということ

でございます。

ぜひご来館いただければというふうに考えてございます。

それから、続いて文化祭もよろしいでしょうか。

○青 蔭
委員長

はい、お願いいたします。

○北 島
文化振興
課 長

今年の文化祭でございます。文化祭につきましては、組織改正で教育委員会の所管ではなくなりましたが、引き続き教育委員長賞、それから教育長賞というものは設定をさせていただいておりますので、ご覧いただければと思っております。

今年は10月27日から例年どおり11月3日までです。こちらも、少しマンネリしているという指摘もございましたので、今年は、市内の画廊の方が保管している飯塚鈴児さんという、海洋画家という肩書きが一番有名なようでございますけれども、それ以外にもいろんな雑誌の挿絵や昔の「少年倶楽部」などの表紙を描くなど、他方面で活躍をされた方でございますが、この方の作品を画廊からお借りをしまして、ミニ展示会を併せて行います。

それから、期間中に演劇やまと塾の定期公演を組み込みまして、こちらなるべく入場者を増やすというようなことに視点を置いてやってございます。以上です。

○青 蔭
委員長

ありがとうございました。

ほかにご報告ございますか。 大澤学校教育課長、お願いします。

○大 澤
学校教育
課 長

その他報告として、1点報告させていただきます。

平成22年度の神奈川県優秀授業実践教員表彰について、報告させていただきます。

10月に入りまして、神奈川県教育委員会教育長から通知がありまして、市内の林間小学校の豊田道子総括教諭が平成22年度神奈川県優秀事業実践教員表彰を受賞することとなりました。

豊田総括教諭は、児童の自由な発想を生かし、児童の素直な発言を評価しながら授業を展開しているとともに、学び合いや表現活動を重視した指導を行ってきております。さらに、総括教諭として校内の若手・中

堅教員に対する授業づくりのポイント等について指導・助言を行ってきており、こうしたことが評価されたものにとらえております。

神奈川県優秀事業実践教員表彰につきましては、授業実践にすぐれ、教員の模範として推賞すべき者を顕彰し、あわせて教員全般の意欲及び資質・能力の向上に資するために、県が平成19年度よりスタートしたものであります。推薦に関しましては学校長推薦と自己推薦があり、県の審査会で選考され表彰されるものであります。

なお、今回の表彰に当たりましては、10月27日に県教育委員会で表彰される予定となっております。報告は以上です。

○青 蔭 事務局から、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
委員長 委員から、ほかにございませんか。
(「ありません」の声)

◎閉 会

○青 蔭 特にないようでしたら、11月の日程をお知らせします。
委員長 11月定例会は11月18日、木曜日、午前10時から予定しております。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
これにて教育委員会10月定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成22年10月21日

署名委員

署名委員

書記

書記